

手稲区自由通路で使用する電力（札幌市告示第2966号）に関する質問及び回答

No.	受付日	回答日	質問内容	回答
1	7月15日	7月18日	燃料費(等)調整単価について、みなし小売電気事業者の約款に基づく単価を採用する場合、公告日・入札時・供給開始日等、どの時点の約款を対象にすると想定されていますか。	公告日(令和7年7月11日)時点での約款を想定しています。ただし、みなし小売電気事業者の用いる算定方法が変更される場合は、契約約款第12条に基づき協議することができます。
2			請求書の記載において、みなし小売電気事業者が公表している燃料費調整単価とその他調整額(市場価格調整等)を合算して燃料費等調整単価として請求書に記載いたしますがご了承くださいいただけますか。	承知いたしました。
3			電気・ガス価格激変緩和措置対策や酷暑乗り切り緊急支援など政府の支援政策が再度実施されるようになった場合、燃料費調整単価からの値引ではなく、別項目を設けての値引きとなってもよいか。	承知いたしました。
4			請求書の送付方法について帳票をWEBページで確認していただく方法をご了承いただけますか	WEBページにて請求書をダウンロードできることや以下の事項が記載されることが前提となります。また、札幌市競争入札参加資格がない場合は、請求書に請求印が必要となるため、ご提案の方法では対応はいたしかねます。 ①請求金額及びその内容 ②債権者の住所及び氏名(法人にあっては、法人名及び代表者氏名) ③請求年月日
5			仕様書や契約書(案)に記載がない場合、供給施設内にご入居されている企業に対し分割して請求書を発行することはできません。供給地点特定番号毎の請求書発行となりますが、ご了承くださいいただけますか。分割請求の記載がある場合、按分を発注者に作成していただく必要がありますがご了承くださいいただけますか	承知いたしました。
6			現在の契約電力は仕様書記載のとおりでよろしいでしょうか。異なる場合はご教示ください。	61KWです。
7			現在の計量日をご教示ください。	毎月1日です。
8			現在の電力供給会社をご教示ください。	北海道電力株式会社です。

9	7月15日	7月18日	計量結果の報告を請求書に記載しているご利用の内訳で替えさせていただいております。検針結果等の通知書を請求書発行前に別途行う対応を行っていませんが問題ございませんでしょうか。また検査合格後日付にて請求書の再発行は致しかねますのでご了承いただけますでしょうか。	承知いたしました。
10			契約保証金の免除について。札幌市契約規定第25条3項に該当する場合の免除のために必要なお手続きに関して、提出できる書類は契約書の写しのみとなり、その他の書類(履行証明書等)の提出が必要な場合対応が出来かねます。その為、提出書類について事前にご教示いただくことは可能ですか。また契約書の写しで問題ない場合、①「過去2年間」とはいつ時点から起算とした期間でしょうか。②「種類及び規模をほぼ同じくする契約」とはどういった情報を基準として判断するかご教示いただけますか。	契約書の写しの提出で問題ありません。①入札日から起算した期間とし、その期間内に契約終了日が含まれていれば可とします。②予定契約電力、予定使用電力等から判断いたします。
11			契約単価積算内訳書についての作成に関しまして、料金の算定についての端数処理等の確認ができませんが、検算のため、基本料金の小計欄及び電力量料金の小計欄の括弧書きの「銭単位まで記載可」において端数処理についてご教示ください。(小数点第3位以下切捨等)また注5のその他割引等の設定がない場合、割引・割増の項目は空欄、もしくは野線、ゼロ標記等指定がございましたらご教示ください。	基本料金の小計欄については端数処理の指定はありません。電力量料金の小計欄についてはd×eで求めた値をそのまま記載してください。その他の割引等の設定がない場合空欄でかまいません。
12	7月22日	7月24日	提出する書類の日付は提出日でよろしいでしょうか。また入札書の日付のご指定(例：開札日)等はございますか。	入札書は記入日、そのほかの書類は提出日でお願いします。
13			自家発補給電力の契約はありますか。	自家発補給電力の契約は予定しておりません。
14			電気料金のお支払いは、振込、口座振替となり、振込の場合振込手数料はお客様負担をお願いしておりますがご了承いただけますでしょうか。	承知いたしました。
15			請求書発行について、毎月7営業日頃の発送となっておりますがご了承いただけますでしょうか。	承知いたしました。

16	7月22日	7月24日	送電開始日は計量日と同日でしょうか。相違している場合、契約後の計量日は毎月1日となる可能性がございます。ご了承いただけますでしょうか。	送電開始日は10月1日です。計量日は現在毎月1日なので1日を予定しています。
17			電気料金の計算は需要場所単位に行います。需要場所に会計主体の異なるテナント等があっても、電気料金を分割して計算、ご請求することはできませんがよろしいでしょうか。	承知いたしました。
18			電気料金は、一施設毎に請求書通りの金額でお支払いいただけるという認識でよろしいでしょうか。(1枚の請求書に対し複数から支払われるということはありませんでしょうか)複数からのお支払が発生する場合、事前にお支払い金額の内訳を通知いただくことは可能でしょうか	料金は複数から支払われることはありません。
19			自動検針装置はついてますか。未設置の場合、供給開始までに日数を要します。落札後に未設置が発覚した場合開始申込の希望開始ができない可能性もございますのでご注意ください。	設置されています。
20			落札後、契約書の内容について協議いただくことは可能でしょうか。	ホームページ上で公示している契約書案による契約が入札の条件となりますので、落札時に協議することはできません。契約書に定めがない事項は協議により定めることとなります。(契約書第21条2項)
21			入札書と入札金額内訳書について、割印、ホッチキス止めなど指定はありますでしょうか。	内訳書は入札書と同封してください。留め方や割り印について指定はありません。
22			入札書と内訳書およびその他提出書類について、ExcelもしくはWordデータでいただくことは可能でしょうか。不可の場合、任意様式で作成しても良いですか。	本件調達においてホームページ上でそれぞれWord、Excelデータで公開しています。
23			落札後、弊社独自の算定方法に基づき、燃料調整額(電源調達調整単価)を算出することは可能でしょうか。	燃料費調整額については当該地域におけるみなし小売電気事業者が用いる方法を準用してください。
24			契約に至った場合、入札時点の燃料費等調整額の算定諸元を契約満了まで適応させていただきますが、ご了承いただけますか。ご了承いただけない場合、旧一般電気事業者が、契約期間中に燃料費等調整額の算定諸元を変更した際には、旧一般電気事業者が新たに設けた算定諸元を適応いたしますが、その際に契約単価の見直し協議が可能でしょうか	燃料費調整額の算定諸元は当該地域におけるみなし小売電気事業者が策定した約款を適用することとなります。約款が改定された場合は改定後を採用すると考えております。算定諸元の変更によって契約条件が著しく不相当と認められる場合は、契約書第12条に基づき、協議のうえ契約の全部又は一部を変更することができますので、単価を含めた協議が可能です。

25	7月22日	7月24日	燃料費調整額が発生しない(請求を行わない)料金制度での提案、契約締結は可能ですか	契約書第11条第2項第2号により、燃料費調整額はみなし小売り電気事業者が用いる方法を準用しますので、燃料費等調整を行わない料金制度による契約はできません。
26			落札業者は開札日に決定いたしますでしょうか。開札日に確認ができない場合、何月何日までに確認可能かご教示ください。	落札後10日以内に、入札を公示した札幌市のホームページで落札者と入札に参加した全ての業者名と入札価格を公開いたします。
27			入札金額の算定方法に関わらず、実際の電気料金ご請求時には基本料金、電気量料金(燃料費等調整額がある場合はそれを含む)は小数点第2位を保持し、再生可能エネルギー発電促進賦課金及び合計金額は円未満切り捨て、契約単価は税込みとさせていただきますがよろしいでしょうか	基本料金、電気量料金(燃料調整額を含む)において端数処理の指定はありませんが、電気料金の請求金額の算定に関しては契約書第11条第3項の通りです。また契約単価は契約書第2条のとおり税込みとさせていただきます。
28			契約単価積算内訳書の割引額につきましては、割引等を設けていない場合は「0」と記載してよろしいですか	特に指定はありません。空欄、罫線、ゼロ標記のいずれも割引割増がないと判断いたします。
29			契約単価積算内訳書の小計(c)、(f)につきまして、端数処理を行わず小数第二位まで含むという対応でよろしいでしょうか	N011のとおり
30			契約書案第9条及び第11条の検査について、計量結果の報告を別途行うといった対応は行っておりません。ご利用の内訳が記載されております電気料金請求書及び請求確定後にマイページより確認できる請求データによりご確認・ご対応いただけますでしょうか。また検査後の日付にて請求書の再発行は致しかねますのでご了承願います。	承知いたしました。
31			契約保証金について、過去の契約実績において免除を希望する場合、必要な提出書類はありますでしょうか。必要な場合、いつ、どのような書類を提出すればよろしいでしょうか	落札後、入札日から起算した過去2年以内で、その期間内に契約終了日が含まれており、予定契約電力、予定使用電力等から本調達と同等と判断される複数の契約書の写しを提出願います。
32			落札者が決まらず2回目以降の入札が行われるは辞退させていただきたく考えております。その場合の初度入札書提出時に2回目入札の辞退届の提出をあらかじめする必要はありますか	提出不要です。

33	7月22日	7月24日	<p>燃料費調整について、契約書第11条第2項(2)【当該地域における一般送配電事業者が定める託送条件等による】とありますが、仕様書2(8)に記載の通り、一般送配電事業者ではなく【北海道内のみなし小売事業者が定める供給条件(適用期間を含む)による】という認識でよろしいですか</p>	<p>契約書第11条第2項第2号の料金は以下のとおり単価一覧の注記と関連しています。燃料費調整に関しては単価一覧の注3に記載があり、みなし小売電気事業者が用いる方法を準用します。「その他の要因(当該地域における電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条第1項第9号に規定される一般送配電事業者(以下「一般送配電事業者」という)が定める託送条件等)」の下線部は「その他の要因」の例示であり、一般送配電事業者の託送条件に限定しておらず、料金に反映させるものです。例えば激変緩和対策事業は「その他要因」に該当します。</p>
34			<p>市場連動、または市場連動を含むプランでの応札は可能でしょうか</p>	<p>市場連動とは電気料金の単価を市場に連動させて変更するプランと思われます。本件調達では、電気料金の単価は契約に定めるもので、契約の変更が可能となる条件を限定しているので、市場連動による単価での応札はできません。</p>